

資料 2－1

# 東京都保健医療計画について

## 東京都保健医療計画の改定について

## 東京都保健医療計画について

- ◆ 医療法第30条の4に基づく「医療計画」を含むものであり、東京都の保健医療施策の方向性を明らかにする基本的かつ総合的な計画  
【現行第7次計画の計画期間】 平成30年度～令和5年度の6年間  
➢ 今年度は、現行計画最終年に当たることから、改定を実施  
【第8次計画の計画期間】 令和6年度～令和11年度の6年間
  - ◆ 令和3年医療法改正により、第8次計画から記載事項に「新興感染症拡大時における医療」が追加され、5疾病・6事業※等を記載  
※5疾病：がん・脳卒中・心血管疾患・糖尿病・精神疾患、6事業：救急・災害・新興感染症・へき地・周産期・小児（小児救急を含む。）医療

## 改定スケジュール

# 東京都保健医療計画 基本理念・基本目標

## 基本理念・基本目標

- 平成28年策定の「地域医療構想」では、東京の将来の医療～グランドデザイン～「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」を描き、その実現に向けた4つの基本目標を設定
- 現行第7次計画（平成30年3月）では、グランドデザイン、4つの基本目標の達成に向けた取組を推進
- 第8次計画では、グランドデザインの実現に向け、今後も続く高齢化等を踏まえ、4つの基本目標を踏襲するとともに、新型コロナ感染症や大規模化・激甚化する災害等の経験を踏まえ、「有事にも機能する医療提供体制の強化」を基本目標に追加

### 東京の将来の医療～グランドデザイン～

#### 誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」

I 高度医療・先進的な  
医療提供体制の将来に  
わたる進展

II 東京の特性を生かした  
切れ目のない医療連携  
システムの構築

III 地域包括ケアシステム  
における治し、支える  
医療の充実

IV 有事にも機能する  
医療提供体制の強化

V 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

〈基本理念〉

〈基本目標〉

# 第8次東京都保健医療計画（第7次改定） 改定の視点

## 改定の視点

### 視点1 4つの基本目標に基づく、現行計画での各疾病・事業等の取組を拡充・深化

- ◆ 進展する高齢化等に伴う、
  - ・医療ニーズの質・量の変化に対応できる医療提供体制の確保
  - ・医療機能の分化・連携の更なる取組の推進 等
- ◆ 新型コロナや近年の大規模災害等を踏まえた医療提供継続・維持のための対策
- ◆ 医療DXの推進、疾病・事業の特性に合ったデジタル化の推進やオンライン診療の活用等

### 視点2 「新興感染症等の感染拡大時における医療」を6事業目として追加

- ◆ 新興感染症発生・まん延時における医療提供体制の確保
- ◆ 「感染症予防計画」の改定内容を反映

### 視点3 「医師確保計画」、「外来医療計画」及び「周産期医療体制整備計画」の一体化

- ◆ 医療法に基づき令和2年3月策定した「医師確保計画」、「外来医療計画」を保健医療計画に一体化
- ◆ 「周産期医療体制整備計画」を保健医療計画に一体化

### 視点4 福祉施策と保健医療施策の一体的推進

- ◆ 福祉局と保健医療局が所管する関連計画間での整合性の確保
  - ・「高齢者保健福祉計画」、「障害者・障害児施策推進計画」、「健康推進プラン21」、「感染症予防計画」、「がん対策推進計画」、「歯科保健推進計画」、「循環器病対策推進計画」等の改定内容を反映